



発行所 市役所 阿久根市 (TEL)24-140-237

新設計画樹立に時日を要し

三笠町合併は四月十日

四月一日を期して三笠町を編入合併することになり、合併の期日は四月十日に変更するよう決...

合併は延びた

併後の新設計画を策定し、之に對し知事の意見を聴き、その上で、それ...

然る後に双方の議事録を提出し、知事は縣議会の承認を求め、その議決を経て本省に届出で、告示された...

選挙管理委員の陣容變る

委員長福崎、委員新 補佐員田中、三氏...

補充選挙人名簿の登録をお忘れなく

第一回補充名簿の作製 申請該当事者 何れの選挙人名簿にも登録されていない方...

昭和30年度第一回定例市議会

傍聴記

例年この第一回定例市議会は新年度の当初予算を審議するので、3月10日頃開会月未開会が常であるが今年には市長市議の改選、三笠町の合併を目前に控えて昭和30年度は当初において年間の市政執行計画を樹てることは困難であるので、今期では一應新年度六月迄の暫定予算案に29年度最終の追加更正予算、條例の一部改正、建設関係等二十数件の議案を審議し、予定22日召集された、会期を十日間として次の通り審議され予定通り11日開会となった。

協定先づ 結果特に尾崎、佐渡は他区の模範とするに足り佐渡の如きは自主的に道路を舗装した箇所もある、倉津、鴻、永田上、下等、更に道路愛護に努めて貰いたい、この地区以外の成績順では次の通り決めた。

3月31日の本會議 再開冒頭、文教委員に登用する措置であり、定数總計一六六二人となる。

阿久根市駐在區別有権者一覽表 昭30.2.27現在

Table with columns for district (駐在區), number of voters (有権者), and names of voters. Includes districts like 留丸, 津岡, 野町, etc.

制定について 促進法に基いて發足する協議書の規約であり、原案可決。合併促進協議会委員の報酬と費用弁償條例制定について...

急告 阿久根市奨学生 採用について 昭30年度市奨学生を、次の方法で採用いたします。

清潔検査を次の日割で 7日 尻無 8日 大川 9日 牛之濱本之牟禮 10日 佐渡松高之口 11日 大川島、落 12日 波留倉津、大曲 13日 鶴見町、鴻 14日 大丸町、本町 15日 濱町、港町 16日 榮町、新町 17日 琴平町、丸尾町 18日 山下、尾崎 19日 鶴川内里 20日 弓木野 21日 赤原城 22日 木佐木野 23日 大丸町、田代 24日 折口、多田

選挙の知識 (七)

地方選挙の手引

選挙運動

一、文書による
選挙運動のため頒布する文書は、通常選挙文書の枚数は次のよう
な制限がある。
市長 一人に付三〇〇枚
市議 一人に付二〇〇枚
選挙運動のため頒布する文書は、通常選挙文書の枚数は次のよう
な制限がある。
市長 一人に付三〇〇枚
市議 一人に付二〇〇枚

二、言論による
個人演説は、公衆の施設を使用して行う場合と、私有の建物等を用いて行う場合とがあるが、公衆の施設を使用する場合は開演の二日前までに選挙管理委員会に届出なければならぬ。私有の建物を使用する場合は届出する必要はない。

個人演説には回数制限はなく、候補者以外の者でも演説することができる。
街頭演説
街頭演説を行う場合は演説者が必ず駐りかつ街頭演説用の標旗を掲げていなければならぬ。

候補者以外の運動員、労働者等は十五人に制限され、かつ街頭演説用標旗を掲げていなければならぬ。
又街頭演説は午前六時から午後九時までの間でなければならぬ。

街頭演説をやる場合には、その場所を街頭演説の一部として連呼することは許されてゐる。

選挙運動費用の制限
選挙運動費用の制限額は概ね次のとおりとなる見込みである。
市長 一元九角
市議 一元九角
選挙運動員及び労働者に対する賞費弁償額の最高額は次のとおりである。
二等又は三等車賃 賞費額
宿泊料 一夜に付八百圓 (二食付)
弁当料 一食百圓
茶菓子料 一日三百圓
一日に付三十圓
労務者に支給する賞金 一日に付三百五十圓

三、選挙運動費用
選挙運動費用の制限額は概ね次のとおりとなる見込みである。
市長 一元九角
市議 一元九角
選挙運動員及び労働者に対する賞費弁償額の最高額は次のとおりである。
二等又は三等車賃 賞費額
宿泊料 一夜に付八百圓 (二食付)
弁当料 一食百圓
茶菓子料 一日三百圓
一日に付三十圓
労務者に支給する賞金 一日に付三百五十圓

四、選挙運動費用
選挙運動費用の制限額は概ね次のとおりとなる見込みである。
市長 一元九角
市議 一元九角
選挙運動員及び労働者に対する賞費弁償額の最高額は次のとおりである。
二等又は三等車賃 賞費額
宿泊料 一夜に付八百圓 (二食付)
弁当料 一食百圓
茶菓子料 一日三百圓
一日に付三十圓
労務者に支給する賞金 一日に付三百五十圓

五、選挙運動費用
選挙運動費用の制限額は概ね次のとおりとなる見込みである。
市長 一元九角
市議 一元九角
選挙運動員及び労働者に対する賞費弁償額の最高額は次のとおりである。
二等又は三等車賃 賞費額
宿泊料 一夜に付八百圓 (二食付)
弁当料 一食百圓
茶菓子料 一日三百圓
一日に付三十圓
労務者に支給する賞金 一日に付三百五十圓

六、選挙運動費用
選挙運動費用の制限額は概ね次のとおりとなる見込みである。
市長 一元九角
市議 一元九角
選挙運動員及び労働者に対する賞費弁償額の最高額は次のとおりである。
二等又は三等車賃 賞費額
宿泊料 一夜に付八百圓 (二食付)
弁当料 一食百圓
茶菓子料 一日三百圓
一日に付三十圓
労務者に支給する賞金 一日に付三百五十圓

七、選挙運動費用
選挙運動費用の制限額は概ね次のとおりとなる見込みである。
市長 一元九角
市議 一元九角
選挙運動員及び労働者に対する賞費弁償額の最高額は次のとおりである。
二等又は三等車賃 賞費額
宿泊料 一夜に付八百圓 (二食付)
弁当料 一食百圓
茶菓子料 一日三百圓
一日に付三十圓
労務者に支給する賞金 一日に付三百五十圓

八、選挙運動費用
選挙運動費用の制限額は概ね次のとおりとなる見込みである。
市長 一元九角
市議 一元九角
選挙運動員及び労働者に対する賞費弁償額の最高額は次のとおりである。
二等又は三等車賃 賞費額
宿泊料 一夜に付八百圓 (二食付)
弁当料 一食百圓
茶菓子料 一日三百圓
一日に付三十圓
労務者に支給する賞金 一日に付三百五十圓

九、選挙運動費用
選挙運動費用の制限額は概ね次のとおりとなる見込みである。
市長 一元九角
市議 一元九角
選挙運動員及び労働者に対する賞費弁償額の最高額は次のとおりである。
二等又は三等車賃 賞費額
宿泊料 一夜に付八百圓 (二食付)
弁当料 一食百圓
茶菓子料 一日三百圓
一日に付三十圓
労務者に支給する賞金 一日に付三百五十圓

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

定期監査公表

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

学校監査の着眼点

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

物品の管理及び処分

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

物品の出納及保管

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

予算の執行状況

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

物品の出納及保管

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

物品の出納に関する帳簿

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

予算の執行状況

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

物品の出納に関する帳簿

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

予算の執行状況

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

物品の出納に関する帳簿

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

予算の執行状況

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

物品の出納に関する帳簿

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

予算の執行状況

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

物品の出納に関する帳簿

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

物品の出納に関する帳簿

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

予算の執行状況

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

物品の出納に関する帳簿

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

予算の執行状況

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

物品の出納に関する帳簿

昭和三十年二月五日から三月四日まで十日間を執行し、市立小學校に中選挙区公表した通りであるが、更にその概要を掲載し市民各位の御批判に供する次第であります。

棄権は市民の恥

貴重な貴方の一票で

一人もれなく投票しましょう

市長選挙は4月23日

市議選挙は4月30日

この一票のびる郷土の道しるべ

不在者投票は

選挙の前日まで

次の場合不在に務め従事している官公署、会社、事務所その他選挙人が投票日の當り、本市以外の地域で職務又は業務に従事する為に出張するときは、この場合は職務、業務、選挙の日前日まで

字の書けない人は

代理投票が出来ます

身体障害又は文盲に立會つてくれませんか、文字の読み書きのできない選挙人は投票管理者に申し出ますと、投票管理者は投票立會人の意見をきいて正当であると認めれば、あらかじめ定められた投票補助者のうち一人が選挙人の指名した候補者の名前を書き、他の一人はこ

こんな投票は無効です

はつきり書きましょう

- ① 候補者以外の氏名を書いたもの
- ② 一枚の投票用紙に二人以上の候補者の氏名を書いたもの
- ③ 候補者の氏名の外他事を書いたもの(○△印や余計な字等)
- ④ 候補者の氏名を自分で書かないもの(例:ゴム印など)
- ⑤ 候補者の何人を書いたかはつきりしないもの
- ⑥ 単に雑事を書いたもの
- ⑦ 符号や記事を書いたもの

知事、縣議選挙における投票時間の繰上について

左記の投票区は知事及び縣議會議員に限り、投票時間を一時間繰上げることになつてゐるので充分御注意下さい。

- 第10投票区 田代上、田代中、田代下
- 第13投票区 尾崎、弓木野
- 第14投票区 本之牟禮
- 第17投票区 松ヶ根、小瀧、八郷

この投票時間は午前七時から午後五時迄

市長、市議選挙のため補充人名簿を調製

登録、申請は22日〜23日迄

前回の選挙に登録申請もれの方、又は未成年のため4月10日現在で調製した補充選挙人名簿に登録されてない方で、次に該当するものは必ず期限内に申請し、貴重な選挙権を失なわぬように留意いたしましょう。

(一) 年令
昭和30年4月21日現在で満20才に達した人(昭和10年4月22日以前に生れた人)

(二) 住所期間
昭和30年4月21日現在で、阿久根市に三ヶ月以上住所がある人(昭和30年1月22日以前から阿久根市に任じている人)

(三) 申請期間
4月22日から23日まで二日間

(四) 提出先
市選挙管理委員会(昭和30年4月26日迄)

(五) 申請書
昭和30年4月26日迄

新年度駐在員の紹介

地区の自治に献身される

波留	弓場 藤七	折口	坂下 庄吉
高松	田中金樹	永田上	新留 重雄
太町	鬼塚 金衛	折口 下	坂黒 勇助
上野	松元 忠	折口 上	坂口 政雄
新津	上松 榮	大内 多	柏木 義雄
倉津	山田 勝一	宮路 敷馬	
遠見岡	石堂 愛熊	丸内 下	寺下 明
赤瀬川	海平 良人	赤 源造	
中村	黒崎 定雄	福田 重則	
鶴川	黒崎 定雄	西田 八郎	
羽田	持 市助	新野 貞吉	
宮原	前田 岩吉	計 計	
横手	平田 道義	藤原 静藏	
桑原城上	坂上 勘右衛門	藤園 勘次郎	
桑原下	福永 庄一郎	本之牟禮 喜右衛門	
長谷	長瀬 利男	牛之濱 則衛	
木佐木野	長瀬 利男	中仁田 新助	
田代上	尾原 兼雄	花田 庄市	
田代中	尾原 兼雄	中野 庄市	
田代下	木下 文敏	神ノ田 節	
山崎	清水 清秋	下重 志	
遠矢	清水 清秋	下重 志	
馬場	奥 千春	下重 志	
尾崎	川崎 正一	下重 志	
弓木野	餅越 正一	下重 志	

農業改良



恐ろしい新害虫 「じゃがいも蛾」について

農家の皆様は最も力をつくされる春夏作のじゃがいも、たばこ、ナス、トマトなどナス科植物を加害する新害虫「じゃがいも蛾」が、広島、福岡、長崎の三県下に発生し、害虫は廣範囲に及び、甚大な被害を興へており、このため、農林省令による緊急防除措置が実施されています。

本市は特に加害作物が多いのでその侵入に十分警戒しなければなりません。

「じゃがいも蛾」は作物の莖葉又は収納中のじゃがいもなど一粒づつ産卵し、卵はだ圓形(○×××)で黄白色で光澤がある。孵化した幼虫は「」に報告して下さい。

① ナス、トマトなどの果實のついている枝や皮に喰入して莖を喰入しては喰入部分から汁を吸い出す。② 被害部は茶色になり、生長点では黒い莖がでる。

食品行商者は必ず許可の切換を

魚介類販賣業 魚肉ねり製品販賣業 魚肉ねり製品販賣業 魚肉ねり製品販賣業

4月21日、阿久根市、三笠支所に於て、26日除く市全域を市隔離病舎に於て、毎日午前10時から午後四時まで

旧許可証 旧許可証 旧許可証 旧許可証

※ 阿久根市隔離病舎で受けられてよい

脇本地区 春の大掃除

清潔検査は次の日割で

- 25日 實地日割
- 26日 脇本地区
- 27日 脇本地区
- 28日 脇本地区

昭和30年度 固定資産課税台帳の縦覧

今年度の固定資産の評価が決まりましたので、課税台帳を次の通り縦覧に供します

縦覧期間 5月10日から 二十日間

毎日午前九時より午後五時まで

一、場所 阿久根市役所税務課 (但し三笠地区を除く)

